

## 21.旅程保証

①旅行日程に下記の表左欄に掲げる重要な変更（次のア、イに掲げる変更を除きます）が行われた場合は、約款の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、ひとつの企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

ア.次に掲げる事由による変更

a.天変地変 b.戦乱 c.暴動 d.官公署の命令 e.運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止 f.当初の運行計画によらない運送サービスの提供 g.旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

イ第13・14項の規定により募集型企画旅行契約が解除された部分にかかる変更

変更補償金支払の対象となる変更	1件当りの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2. 入場する観光施設又は観光施設、その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3. 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1. 0	2. 0
4. 運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
5. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
6. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
7. 宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
8. 宿泊機関の客室の種類・設備又は景観の変更	1. 0	2. 0
9. 1～8に掲げる変更のうち、契約書面のツアータイトル（コース名）中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

注①「旅行開始前」＝旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合。「旅行開始後」＝旅行開始日当日以降にお客様に通知した場合。  
注②確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えの上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  
注③3又は4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  
注④4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
注⑤4又は7もしくは8に掲げる変更が複数生じた場合、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。  
注⑥9に掲げる変更については、1から8までの率を適用せず、9の率を適用。

〈変更補償金の算定基礎〉

- 変更補償金の算定基礎となる「旅行代金」とは、該当募集パンフレットに「旅行代金として表示した金額（ビジネスクラス利用の代金を含む）」プラス「お1人部屋追加料金」マイナス「割引として表示した金額」の合計金額をいいます。
  - 現地参加の場合、現地参加プラン料金を「旅行代金」とみなします。
  - 下記のa～eの料金等は除きます。
    - a.オプションツアー料金 b.帰国延長プラン及び延泊手配等に関する料金・手数料 c.送迎プランに関する料金 d.追加手配に関する料金 e.国内線利用の追加料金
- ②当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金に替え同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

## 22.お客様の責任

- お客様の故意若しくは過失、法令若しくは公序良俗に反する行為又はお客様が当社の約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- お客様が自らの都合で、団体行動をとるべきときに団体行動をとらなかったことにより、同一団体の他のお客様又は当社に損害を与えた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

## 23.海外旅行保険について

・病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金額請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社らにお問い合わせください。

## 24.お買い物案内について

・お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手扱いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

## 25.事後等のお申し出について

・旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通 知ください。（もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通 知ください。）

## 26.個人情報の取扱いについて

- 個人情報について  
株式会社富士ツーリスト（以下「当社」といいます。）及び裏表紙記載の受託旅行者（以下「旅行取扱店」といいます。）は、旅行申込みの際にご提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送、宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については各スケジュール表に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続（以下「手配等」といいます。）及び旅行関連商品（旅行傷害保険、土産物案内など）のご案内に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び旅行取扱店では、将来、より良い旅行商品の開発のためのマーケット分析や当社及び旅行取扱店の旅行商品及びグループ企業の営業案内・催し物内容等のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 個人情報の共同利用について  
当社は、当社が保有するお客様の個人情報データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて当社支店、営業所との間で、共同して利用させていただきます。それぞれの営業案内、催し物内容のご案内などにこれを利用させていただくことがあります。なお、当社支店、営業所の名称等については、当社ホームページ (<http://www.fuji-tourist.co.jp/>) をご覧ください。
- 個人情報の第三者提供について  
当社は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し、お客様の氏名、生年月日、パスポート番号、連絡先等を、予め提供することがあります。
- 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号、及び搭乗される航空便名などに係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社ら迄出発前までにお申出ください。

## 27.旅行条件・旅行代金の基準

・旅行条件及び旅行代金の規準日については、当該募集パンフレットをご覧ください。

## 28.その他

- 当社は、お客様が時間外に添乗員に案内等を依頼した場合の実費、お客様の疾病・怪我等の発生に伴う諸経費（交通費・通信費・チップ等）、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸経費及び別行動の手配の為に要した実費をお客様から申し受けることがあります。
- 空港での搭乗時、鉄道駅の乗換え時、地方の空港や駅では、原則としてポーター料は含まれていません。またポーターの確保が困難な場合は、お客様ご自身でお荷物を運んでいただきます。
- 旅行中の個人的費用の他に、下記の内容は原則として費用に含まれていませんので、各自でお支払いいただくこととなります。
  - 空港税、空港使用料、航空保安料。
  - 渡航手続き手数料、査証料および査証取得代行手数料。
  - 当社の責任によらない追加地上費。
- 当社はいかなる場合においても再旅行の実施はいたしません。

## 旅行条件書（海外募集型企画旅行）特約

お取消条件は、現地の事情により「特約」となります。予めご了解ください。

## お申込みいただく場合は、必ずお読みください。

2020年1月改定

旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）についてこの条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。

当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

この旅行は株式会社富士ツーリスト（〔名古屋市中区栄3-32-26 国土交通大臣登録旅行業第1329号〕以下当社という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、お客様は当社と募集型企画旅行契（以下「旅行契約」）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は本旅行条件書、パンフレット、出発前にお渡しする最終日程表及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部、以下「約款」）によります。当社は、旅行契約において、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送／宿泊機関等の提供する運送／宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。なお本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1.お申し込みについて

①当社所定の申込書に必要な事項をご記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。両者の到着をもって正式受付と致します。申込金は旅行代金又は取消料・違約料のそれぞれ一部として取扱います。

〈申込金・お一人様〉

旅行代金が30万円以上・50,000円  
15～30万円・・・・・・ 30,000円  
15万円未満・・・・・・ 20,000円

〈振込先〉

口座名：(株)富士ツーリスト  
郵便振替：名古屋＝00840-7-99601  
銀行送金：りそな銀行 赤門通支店 普通預金0057866  
三菱UFJ銀行 名古屋営業部 普通預金6873676

- 当社ら（旅行業法で規定された「受託旅行会社」を含む、以下「当社ら」といいます）は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、お客様は、当社らが予約の承諾の旨を通知した後5日以内に、①の申込書と申込金を提出していただけます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社らはお客様に通知のうえ、予約はなかったものとして取扱います。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件  
・当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。但し、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
- 参加に際し特別な配慮を必要とする旅行者は契約の申し込み時に申し出てください。このとき、当社らは可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 団体・グループでのお申し込みの際、その代表者を契約責任者としてお申込があった場合、契約責任者は契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます（以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。）。この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らは申込金を申し受けます。（ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。）ただし、「当社らが予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- 本項⑨の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

## 2.旅行のご参加について

- 旅行開始日に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また15歳未満の方は、保護者の同行を条件とし、かつ親権者の同意書が必要です。
- 旅行開始時点で75歳以上の方は健康診断書の提出をお願い致します。またコースにより参加をお断りさせていただくか、お付き添いの方の同行などを条件とさせていただきます。
- 慢性疾患のある方、身体に障害をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方はお申込の際にその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 他のお客様に迷惑を及ぼす、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社らが判断するお客様のご参加はお断りする場合があります。
- 旅行中の疾病・傷害その他の事由により、お客様が医師の診断又は治療を必要とすると当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行について、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合はご参加をお断りする場合があります。
- その他、当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りすることがあります。

## 3.旅行契約の成立時期

旅行契約は、当社らが締結の承諾をし、所定の申込書及び申込金を受理した時に成立します。  
具体的には次によるものとします。  
①店頭販売又は訪問販売の場合は、当社らが所定の申込書および申込金を受理したとき。  
②郵送又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金をお納めいただいた後、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨の通知を発したとき。

## 4.契約書面と最終日程表（確定書面）

- 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した「契約書面」をお渡しします。「契約書面」はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- 本項①の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。
- 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、最終日程表に記載するところに特定されます。

## 5.お客様が出発までに実施する事項

①旅券・査証について＝現在お持ちの旅券が当該旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください）

②保健衛生について＝渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページでご確認ください。

③海外危険情報について＝渡航先（国または地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくはお申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」でもご確認ください。

④渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について  
・旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」で「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

### 6.渡航手続

・5-①にかかわらず、当社は、所定の料金を申し受け、お客様との別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身の事由により旅券・査証の取得ができなくてもその責任を負いません。

⑥旅行日程に明示されていない食事の料金及び自由行動中の一部諸費用

⑦お1人部屋を使用する場合の追加料金（コースにより異なります。ただし一部コース及び出発日では、お1人部屋をお受けできない場合があります）

⑧希望者のみが参加する、現地におけるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金

⑨旅行日程中の日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税

⑩各国の空港税、空港施設使用料、保安料など

⑪運送機関の課す付加運賃・料金（燃料サーチャージなど）

⑫日本国内における出発空港までの交通費及び宿泊費、到着空港からの交通費及び宿泊費

### 7.旅行代金のお支払い

・旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算して遡って21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

### 8.旅行代金に含まれるもの

①旅行日程に明示して航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃（コースにより等級が異なります。また、この運賃には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします）を含みません。

②旅行日程に含まれる送迎バス等の料金

③旅行日程に明示した観光料金（バス料金、ガイド料金、入場料など）

④旅行日程に明示した宿泊の料金及び税金・サービス料（お2人様1部屋（ツインルーム）：バスまたはシャワー付、トイレ付）

⑤旅行日程に明示した食事の料金及び税金・サービス料（飲物は含みません）

⑥手荷物の運搬料金（お1人様1個のスーツケース類：原則として23kg以内）ただし利用航空会社により異なる場合があります。

⑦団体行動中のチップ

⑧添乗員及び医師・講師が同行する場合の諸経費

上記の経費はお客様のご都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

### 9.旅行代金に含まれないもの

前項、①～⑧のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

①渡航手続諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料など及び渡航手続代行料金）

②超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）

③ホテルのルームメイド／ボーイ等に対するチップ・クリーニング代・電話料・飲物代など、個人的な諸費用（税金・サービス料及びチップなどを含む）

④みやげ品及び持込品にかかる関税など

⑤お客様の傷害疾病に関する医療費

## 10 契約内容の変更

当社は、天災地変・戦乱・暴動・運送／宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令・当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に理由を説明して、旅行契約の内容を変更する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむをえないときは、変更後に説明いたします。これに基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

### 11.旅行代金の変更

①利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額される場合その差額分だけ旅行代金を変更します。但し、旅行代金を増額変更する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に、お客様にその旨を通知します。

②当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③旅行内容が変更され旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

④第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

④当社は、運送／宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。（例：同行の方の契約解除によるお1人部屋追加料金の発生など）

### 12.お客様の交替

・お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただけます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

### 13.旅行契約の解除（お客様の解除権）・払い戻し

①お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払い戻し致します。ご変更及びお取消しについては営業時間内に当社らにお申出ください。

<b>●取消について</b>	
お客様の都合で、旅行出発の60日前以降に旅行契約を解除する場合は、下記の取消料がかかります。取消の連絡は旅行の申込を受けた販売店の営業時間（09:30-17:30、土・日曜、祭日は休業）にのみお受けします。	
<b>旅行開始の前日から起算して</b>	
◎60日～50日前	<b>旅行代金の10%</b>
◎51日～40日前	<b>旅行代金の15%</b>
◎39日～30日前	<b>旅行代金の20%</b>
◎29日～20日前	<b>旅行代金の30%</b>
◎19日～14日前	<b>旅行代金の35%</b>
◎13日～7日前	<b>旅行代金の40%</b>
◎6日前～旅行開始日の当日	<b>旅行代金の50%</b>
◎旅行開始後または無連絡不参加	<b>=旅行代金の100%</b>

②当社らの責任とならない渡航手続上の事由その他により契約解除になる場合も、上記取消料をお支払いいただきます。

③お客様は次に掲げる事由の場合、旅行開始前に取消料なしで旅行契約を解除できます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

- ・旅行契約内容に以下に例示する重要な変更がされたとき
  - a.旅行開始日又は終了日の変更
  - b.観光地、観光施設、その他の目的地の変更
  - c.運送機関の種類又は運送会社の変更
  - d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
  - e.本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
  - f.本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
  - g.宿泊機関の種類又は名称の変更
  - h.宿泊機関の客室の種類・設備・景観の変更
- ・旅行代金が増額されたとき
- ・天災地変・戦乱・暴動・運送／宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となる、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ・当社が最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しない場合
- ・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき

④旅行開始後において、お客様のご都合により途中で離団された場合においては、お客様の権利放棄（旅行契約の解除）とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

⑤旅行開始後において、お客様の責に帰さない事由により、別途お渡しする旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は当該旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は、旅行代金のうち不可能になった旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。

d.旅行先に外務省の海外危険情報の「渡航の是非を検討してください」が発出された場合で、旅行の継続に十分な安全確保が講じられないと当社が判断したとき。

e.「旅行先に外務省の海外危険情報の「渡航の延期をおすすめします」あるいは「待避を勧告します」が発出されたとき。

③②-（a）および（c）～（e）により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をします。ただし、そのために要する全ての費用はお客様の負担となります。

### 14.旅行契約の解除（当社の解除権）・払い戻し

①当社は、次に掲げる事由の場合、旅行開始前にお客様に理由を説明した上で、旅行契約を解除することがあります。旅行契約を下記(a)により解除したときは、当社はお客様から13-①に定める解除日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。解除した場合の払い戻しについては、(a)の場合は既に収受している申込金又は旅行代金から違約料を差し引いて、(b)から(i)までの場合は既に収受している申込金又は旅行代金の全額を払い戻しいたします。

- a.所定の期日まで、お客様から旅行代金の支払いがなかったとき
- b.お客様が、当社の予め明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- c.お客様が、病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- d.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- e.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- f.旅行者の数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始の前日から起算してさかのぼって23日目（13-①に定めるピーク時に旅行を開始するものについては33日目）にあたる日より前に、旅行の中止を通知します。
- g.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- h.天災地変・戦乱・暴動・運送／宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令その他、当社の関与し得ない事由により、パンフレット等に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となる、又はそのおそれが極めて大きいとき。
- i. 5-④の定めによる場合
- j.旅行先に外務省の海外危険情報の「渡航の延期をおすすめします」あるいは「待避を勧告します」が発出されたとき。

②当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。この場合、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社らの債務については、有効な弁済がなされたものとし、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分を払い戻しいたします。ただし、旅行を中止したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とし、払い戻しの際に精算します。

- a.お客様が、病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- b.お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c.天災地変・戦乱・暴動・運送／宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令その他当社らの関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

### 15.旅程管理

・当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社らがお客様とこれと異なる契約を結んだ場合には、この限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる時は、主催旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

②①の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の趣旨にかなうものとなるように努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

### 16.当社の指示

・お客様は、旅行開始後から旅行終了後までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならない。

### 17.添乗員等

①添乗員の同行の有無は、当該募集パンフレットに明示します。

②旅行を安全かつ円滑にするため、添乗員の指示に従っていただきます。

③添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社への連絡先を別途お渡しする最終日程表に明示します。

④添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

### 18.保護措置の実施

・当社は旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。

### 19.保護措置の実施

①当社は、募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に、当社に対して通知があったときに限ります。

②当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円を限度（但し、当社に故意または重大な過失のある場合を除きます）として賠償します。

### 20.特別補償

①当社は、19-①の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙「特別補償規定」で定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によりその生命・身体又は手荷物の上に被った一定の被害について、予め定める額の補償金及び見舞金を支払います。
※死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度（但し、免責3,000円）一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。
②旅行参加中のお客様を対象としたガソリンについては、主たる企画旅行契約の一部として取り扱います